

事務・権限自己仕分けシート

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
出先機関名：森林管理局	整理番号（ 1 ）
事務・権限名	国有林野の経営計画の作成
事務・権限の概要	森林面積の3割を占める国有林野について、森林資源の把握、関係行政機関との調整を行いつつ、157の森林計画区ごとに、5年を計画期間とする経営計画を作成する事務。
予算の状況 （単位：百万円）	857
関係職員数	4,599の内数（平成22年度末定員）
事務量（アウトプット）	毎年度計画的に森林資源の調査を実施 平成21年度に計画を樹立したのは31計画区（平成20年度は32計画区）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。
その他各方面の意見	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。
既往の政府方針等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">C-c</div>	<p><b>国と地方の役割分担</b></p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u>          国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：森林管理局	整理番号（ 2 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	国有林野事業における技術の開発		
事務・権限の概要	国有林野の管理経営に当たり必要な、森林施業技術（公益的機能の発揮のための針広混交林・複層林への誘導や施業の低コスト化など）の開発に関する事務。		
予算の状況 （単位：百万円）	26		
関係職員数	4, 599の内数（平成22年度末定員）		
事務量（アウトプット）	技術開発課題数：106（平成20年度現在）		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。		
その他各方面の意見	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。		
既往の政府方針等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。		
自己仕分け  【仕分け結果】  <b>C-c</b>	<p><b>国と地方の役割分担</b></p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u>          国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：森林管理局

整理番号（ 3 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	国有林野の管理・処分及び活用	
事務・権限の概要	<p>国有財産法や国有林野の管理経営に関する法律等に基づき、国有財産である国有林野について、国が行うこととされている以下の事項に関する事務。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有財産としての管理（山火事や森林窃盗による毀損の防止等）</li> <li>・ 道路、電気・通信事業等の公共用地等としての国有林野の貸付け</li> <li>・ ダム用地や森林公園等としての国有林野の売払い</li> <li>・ 国有林野を活用した森林整備活動の場の提供</li> </ul>	
予算の状況 （単位：百万円）	4 1 3	
関係職員数	4, 5 9 9の内数（平成22年度末定員）	
事務量（アウトプット）	<p>巡視実施の主な拠点箇所数（森林事務所数）：1, 2 5 6箇所（平成20年度）                      貸付件数：5 1, 4 8 9件、貸付面積：7 6, 0 4 9ha（平成20年度末現在）                      林野売払面積：4 6 4ha（平成20年度）                      「ふれあいの森」の提供：1 5 0箇所（平成20年度末現在）</p>	
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	
その他各方面の意見	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	
既往の政府方針等	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>	
自己仕分け  【仕分け結果】  <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td style="text-align: center;">C - c</td></tr></table>	C - c	<p><b>国と地方の役割分担</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</li> <li>国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</li> <li>仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、                         <ol style="list-style-type: none"> <li>国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</li> <li>また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</b>                      国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>
C - c		
備考		

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：森林管理局	整理番号（ 4 ）
<b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>			
事務・権限名	国有林野の境界確定及び境界の保護並びに測量等		
事務・権限の概要	林野庁が所管する国有財産の適切な管理・保全のために行う民有林との境界の管理等に関する事務。		
予算の状況 （単位：百万円）	4 1 4		
関係職員数	4, 5 9 9の内数（平成 22 年度末定員）		
事務量（アウト プット）	境界検測：5 6 9km 境界巡視：8 7, 5 7 9km（平成 20 年度）		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。		
その他各方面の 意見	本年 6 月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の 3 割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。		
既往の政府方針 等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成 22 年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年 12 月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。		
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">C-c</div>	<p><b>国と地方の役割分担</b></p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の 2 割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1 兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><b>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</b>          国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：森林管理局		整理番号（ 5 ）
<b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>		
事務・権限名	国有林野の産物及び製品の販売	
事務・権限の概要	国有林野の整備の結果として産出される国の所有物である木材等の販売を行う事務。	
予算の状況 （単位：百万円）	5, 378	
関係職員数	4, 599の内数（平成22年度末定員）	
事務量（アウトプット）	立木販売量：80万m <sup>3</sup> 製品（丸太）販売量：180万m <sup>3</sup> （平成20年度）	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。	
その他各方面の意見	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林については、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。	
既往の政府方針等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。	
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">C-c</div>	<p><b>国と地方の役割分担</b></p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><b>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</b></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	
備考		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：森林管理局 整理番号（ 6 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	国有林野の造林その他の森林の整備
事務・権限の概要	国有林野の公益的機能の維持増進のために行う造林（植栽、下刈、除伐等）に関する事務。
予算の状況 （単位：百万円）	45,725
関係職員数	4,599の内数（平成22年度末定員）
事務量（アウト プット）	人工造林（植栽）：8,517ha 下刈：78,029ha 除伐・つる切：33,461ha 間伐：564万m <sup>3</sup> （平成20年度）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。
その他各方面の 意見	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。
既往の政府方針 等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。
自己仕分け  【仕分け結果】  <b>C-c</b>	<p><b>国と地方の役割分担</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</li> <li>国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</li> <li>仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、 <ol style="list-style-type: none"> <li>国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</li> <li>また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</b></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：森林管理局	整理番号（ 7 ）
<b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>			
事務・権限名	国有林野の保安林の指定・解除に関する事務		
事務・権限の概要	国有林野を保安林に指定・解除するに当たり必要となる国有林野の管理経営との調整、調書等の作成・上申や標識の設置等に関する事務。		
予算の状況 （単位：百万円）	10		
関係職員数	4, 599の内数（平成22年度末定員）		
事務量（アウト プット）	保安林の指定：56件 保安林の解除：86件（平成20年度）		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。		
その他各方面の 意見	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。		
既往の政府方針 等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。		
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">C-c</div>	<p><b>国と地方の役割分担</b></p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u>          国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：森林管理局

整理番号（ 8 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	森林治水事業の実施（国有林）
事務・権限の概要	国有林野において、国民生活の安定と向上に資するために行う森林治水事業及び林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関する事務。
予算の状況 （単位：百万円）	15,997
関係職員数	4,599の内数（平成22年度末定員）
事務量（アウトプット）	実施事業箇所：947箇所（平成20年度）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。
その他各方面の意見	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。
既往の政府方針等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。
自己仕分け  【仕分け結果】  <b>C-c</b>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：森林管理局 整理番号（ 9 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	民有林直轄治山事業 （森林治水事業の実施（民有林野）） （地すべり防止に関する事業の実施（民有林野））
事務・権限の概要	大規模な山地災害の復旧を図るため、国土保全上特に重要で、事業規模が著しく大きいなど都道府県による実施が困難な場合に、都道府県からの要請を踏まえ実施する森林治水事業及び地すべり防止に関する事業に関する事務。
予算の状況 （単位：百万円）	9, 2 4 6
関係職員数	4, 5 9 9の内数（平成 22 年度末定員）
事務量（アウト プット）	実施地区数：27地区（15県）（平成 22 年度） （平成 17 年以降の最近 5 年間では、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震の復旧 など、新規着手地区は全国で 3 地区）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）において、森林治水事業の実施（民有林野）を地方移管と仕分け。
その他各方面の 意見	本年 6 月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の 3 割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。 また、「民主党分権革命ビジョン中間報告」（平成 18 年 3 月 29 日民主党分権調査会）において、「二 国と地方の役割分担」の「2 中央政府の役割」における「(7) 規模の点から国単位が不可欠な事務」として、「大規模災害対応」が挙げられている。
既往の政府方針 等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成 22 年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年 12 月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。
自己仕分け  【仕分け結果】  <b>C - c</b>	<b>国と地方の役割分担</b>  1 この業務は、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。  2 民有林直轄治山事業は、大規模な山地災害の復旧を図るため、国土保全上特に重要で、事業規模が著しく大きいなど都道府県による実施が困難な場合に、都道府県からの要請を踏まえ、国が民有林における大規模な山地災害の復旧対策を実施している。（全国 15 県で実施。最近 5 年間では、地元県からの要請を踏まえ、平成 16 年度の新潟県中越地震、平成 16 年の徳島県の台風 10 号による集中豪雨、平成 20 年の岩手・宮城内陸地震における大規模被災地区の 3 地区で新規着手。）  3 国土並びに国民の生命・財産を災害から保護するのは国の使命でもあり、国が自ら緊急に復旧対策を講じることができる仕組みを持つことは、セーフティネットとして必要である。

本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由

- 1 大規模な山地災害が発生した場合には、都道府県においても緊急に復旧対策に人員・予算を投入することとなるが、大規模な山地災害の発生は予測不可能である一方、その頻度は稀であり、個々の都道府県ごとにその復旧のために技術力を有する職員を恒常的に確保する体制を維持することは、負担が大きく困難な場合もあると考えられ、その場合、都道府県によっては的確な復旧対策を実施することが不可能となる。
- 2 例えば、平成 20 年の岩手・宮城内陸地震により発生した大規模な地すべり等の復旧については、事業規模が著しく大きく高度な技術を要することから、岩手県・宮城県からの要請を受け、常日頃、国有林野の管理経営（国有林野内の治山事業を含む。）を行っている森林管理局等の職員の中から、治山の技術力を有する職員を全国から召集し、被災状況の把握など国による緊急対策を実施（地震発生から約 1 ヶ月で延べ 247 人日応援派遣）するとともに、民有林及び国有林の本格復旧に向け治山技術者を事業実施する森林管理署に増員配置（7 名から 20 名へ最大 13 名増員）し、直轄事業により復旧対策を実施しているところである。
- 3 このようなことから、たとえ大規模な山地災害についての事務処理の基準を定めたり、法定受託事務としたとしても、大規模な山地災害が発生した場合に都道府県において復旧のために技術力を有する職員を緊急に確保する体制ができていなければ、必要な復旧対策を実施することが不可能となり、結果として国土並びに国民の生命、財産を災害から保護することが困難となる。したがって、国が自ら緊急に復旧対策を講じることができる仕組みを持つことは、セーフティネットとして必要である。（第 4-2-（3）-（注）③）
- 4 森林管理局においては、国有林野内の治山事業を実施している職員を多数有しており、大規模な山地災害の復旧対策の実施に当たっては、これらの職員を活用し、集中的・機動的に対応する方が効率的であることから、民有林直轄治山事業については、都道府県からの要請を踏まえつつ、森林管理局の事務として実施する必要がある。

備考

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：森林管理局

整理番号（ 10 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	
事務・権限の概要	国有林野における森林病虫害対策について、森林病虫害等防除法に基づき、松くい虫被害に対する徹底かつ総合的な対策を実施するなど、各種の森林病虫害等被害状況等に応じ、駆除及びまん延を防止するために行う措置に関する事務。	
予算の状況 （単位：百万円）	293	
関係職員数	4,599の内数（平成22年度末定員）	
事務量（アウトプット）	薬剤散布（予防）：4,695ha 伐倒駆除等（駆除）：278百m <sup>3</sup> （平成20年度）	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。	
その他各方面の意見	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林については、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるように見直し。」とされている。	
既往の政府方針等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。	
自己仕分け  【仕分け結果】  <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">C-c</td> </tr> </table>	C-c	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>
C-c		
備考		

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：森林管理局	整理番号（ 11 ）
<b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>			
事務・権限名	林道の開設及び改良		
事務・権限の概要	国有林野の管理経営上必要とされる林道を計画的に整備するために行われる、開設、維持、修繕及び改良事業に関する事務。		
予算の状況 （単位：百万円）	5, 623		
関係職員数	4, 599の内数（平成22年度末定員）		
事務量（アウト プット）	開設：126路線（平成20年度） 総路線数：12, 566、総延長：43, 754km（平成20年度末現在）		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。		
その他各方面の 意見	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。		
既往の政府方針 等	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。		
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">C-c</div>	<p><b>国と地方の役割分担</b></p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><b>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</b> 国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>		
備考			